

「ほのぼの」シリーズ  
 基幹業務システム（給与管理システム）  
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

## 令和7年 健康保険および介護保険料率改定への対応について

拝啓 平素は弊社の「ほのぼの」シリーズ 給与管理システムをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。  
 早速となりますが、令和7年3月分（4月納付）より健康保険料率および介護保険料率に変更されます。  
 つきましては、下記の内容をご確認の上、保険料率を設定していただきますようお願い申し上げます。

敬具

—記—

### ■ 改定内容

(1) 令和7年3月分（令和7年4月納付分）より社会保険の料率が以下のように改定されます。

- 健康保険料率：保険料率の変更がございます。  
 変更後の保険料率（都道府県毎）につきましては下表をご参照ください。
- 特定保険料率：保険料率の変更がございます。  
 (現行) 34.2/1000 → (変更後) 33.8/1000
- 介護保険料率：保険料率の変更がございます。  
 (現行) 16.0/1000 → (変更後) 15.9/1000

＜参考＞都道府県毎の健康保険料率（令和7年3月分～） （単位：1000分の1）

(北海道) 103.1	(青森) 98.5	(岩手) 96.2	(宮城) 101.1	(秋田) 100.1
(山形) 97.5	(福島) 96.2	(茨城) 96.7	(栃木) 98.2	(群馬) 97.7
(埼玉) 97.6	(千葉) 97.9	(東京) 99.1	(神奈川) 99.2	(新潟) 95.5
(富山) 96.5	(石川) 98.8	(福井) 99.4	(山梨) 98.9	(長野) 96.9
(岐阜) 99.3	(静岡) 98.0	(愛知) 100.3	(三重) 99.9	(滋賀) 99.7
(京都) 100.3	(大阪) 102.4	(兵庫) 101.6	(奈良) 100.2	(和歌山) 101.9
(鳥取) 99.3	(島根) 99.4	(岡山) 101.7	(広島) 99.7	(山口) 103.6
(徳島) 104.7	(香川) 102.1	(愛媛) 101.8	(高知) 101.3	(福岡) 103.1
(佐賀) 107.8	(長崎) 104.1	(熊本) 101.2	(大分) 102.5	(宮崎) 100.9
(鹿児島) 103.1	(沖縄) 94.4			

(協会けんぽHP より抜粋)

※ 健康保険に関する詳細は、全国健康保険協会のホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) をご確認ください。

■ 「ほのぼの」シリーズ給与管理システム ver. 4 における対応方法

以下の作業は令和7年3月分の社会保険料を計算する給与処理の直前に行ってください。

※ 3月分の社会保険料を3月分給与で控除するお客様は3月分、4月分の給与で控除するお客様は4月分の給与計算前に行ってください。

1. はじめに、保険料率の登録方法をご案内します。

(1) 以下の手順で設定画面を開きます。

① ツールバーの【マスタ登録】をクリックします。

② マスタ選択欄より【法人給与】をクリックします。

③ 【社会保険】をクリックします。【社会保険】画面が表示されます。

④ 【保険料率設定】ボタンをクリックして、【社会保険料率登録／選択】画面を開きます。

⑤ 開始年月が最新の行を選択した状態で、F8[行追加]ボタンをクリックします。新しく行が追加されますので、開始年月に「R 7 / 3」と登録します。

※ 備考には、改定内容を登録します。  
例:「健康保険料率と介護保険料率の改定」

⑥ (1) [納付]、(2) [職員]の順に入力すると(3) [事業主]分が自動で表示されます。給与、賞与とも左図の順番で料率を変更しましたら F6[更新]ボタンをクリックします。

注意① [職員]の率を忘れずに設定してください。

注意② 「一般」は、各都道府県の健康保険料率を設定してください。左図の例は、山形県の健康保険料率です。

	健康保険		
	一般	特定	介護
(2) 職員	48.750	16.900	7.950
(3) 事業主	48.750	16.900	7.950
(1) 納付	97.500	33.800	15.900

- (2) 保険料率表が複数登録されているお客様は、《保険料率表名称》を切替えていただき、すべての保険料率表について⑤⑥の操作を行います。
- (3) 以上の作業が完了しましたら、[閉じる] ボタンをクリックし【社会保険料率登録／選択】画面を終了します。

2. 次に、給与処理月更新の登録方法をご案内します。

- (1) 【トップメニュー】 → 【給与計算】 → 【給与処理月更新】 の順で画面を起動します。

① 処理年月を令和7年3月分の社会保険料を控除する月に設定します。

② F8[設定]ボタンをクリックし、【集計設定】画面を表示します。

③ 社会保険月額の新設定において、《● 処理月更新時に実行》を選択して [更新] ボタンをクリックします。  
※《厚生年金保険等級・標準報酬月額を再設定する》のチェックは不要です。

④ [閉じる] ボタンをクリックし、【集計設定】画面を終了します。

⑤ F6[更新] ボタンをクリックします。  
※社会保険月額が自動設定されます。

上記の作業が完了しましたら、給与処理を開始します。以後、改定後の保険料率が適用されます。

### 【お問い合わせ先】

上記に関してご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上